

令和6年度
豊田小学校いじめ防止基本方針

(小17) 富山市立豊田小学校

目 次

1	豊田小学校いじめ防止基本方針について	
	(1)策定の目的	1
	(2)基本理念	1
2	本校のいじめの実態と課題について	
	(1)本校の実態	1
	(2)本校の課題	1
3	いじめ問題への対応について	
	(1)いじめの防止のための取組	2
	(2)いじめの早期発見のための取組	3
	(3)いじめへの対応	3
	① いじめの認知後の対処等	3
	② いじめ解消に向けた取組	4
	③ インターネット上でのいじめへの対処	4
4	重大事態への対応について	
	(1)重大事態とは	5
	(2)重大事態の疑いがあると認められる事態 の報告対応についての留意事項	5
	(3)重大事態の疑いがあると認められる事態 の調査の実施に当たって	5
	(4)重大事態の調査結果の提供及び報告	6
	【添付資料】	
表 1	いじめ問題への取組の年間指導計画	7
図 1	学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	8
図 2	いじめが起こった場合の組織的対応の流れ	9

令和6年度 学校いじめ防止基本方針

1 豊田小学校いじめ防止基本方針について

(1) 策定の目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

富山市立豊田小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）

第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「富山市立豊田小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての子供にかかわる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子供が十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・令和5年度において、相手のことを考えない不用意な発言に腹を立てて、友達を叩いたり蹴ったり、複数対個人で悪口を言ったりするなどのいじめを認知しました。そのようなときには、ケース会議を開き、教職員が一体となって対応しました。

(2) 本校の課題

- ・些細なことがきっかけで悪口、あだ名を言う、笑うなど言葉によるもの、仲間外れ、無視するなど様々な形で、相手の心を傷付けるような言動が、見られます。子供たちが、いつでも教師に気軽に相談できるような信頼関係の樹立や学級の雰囲気づくりに今後も一層努めなければなりません。
- ・子供同士でトラブルが起きた際に、互いに納得して問題解決を図るための教師の指導・対応の技術を磨く必要があります。
- ・相手の心を傷付けるような言動が少なくなるような言語環境の整備や見直しを図り、互いを認め合いながら自己肯定感が高まるようにする必要があります。
- ・インターネットの書き込みやSNSの利用等、情報発信するときの危険性について、保護者への啓蒙、子供への指導を継続する必要があります。タブレット端末の導入に伴い、使用する際の約束を家庭でも厳守できるよう、努めて指導する必要があります。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取組

- ・全ての教育活動を通して、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める」態度を育てるとともに、児童だけでなく、保護者も含めて、いじめをしない、させない、許さない学校風土づくりに努めます。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ児童及び保護者に示し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止を図ります。
- ・児童のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で主体的に参画できる授業づくりや集団づくりに努めます。
- ・道徳教育の充実を図り、他の人を思いやる心を育てるとともに、宿泊学習等の体験的な活動を通して、互いに助け合い、協力し合うことの大切さを実感させます。
- ・朝の読書活動、読み聞かせ活動等を通して、言葉を尊重する心を育てるとともに、言葉によって表現された情感を味わう機会を多く設けます。
- ・いじめを人権問題と捉え、「人権教育の指導事例集」等を参考にした授業・行事（「人権を考える週間」等）を計画的に進め、児童の人権意識の向上を図ります。
- ・児童に対して、傍観者とならず、身近な大人や先生への報告をはじめとする、いじめをやめさせるための行動の大切さを理解させるよう努めます。
- ・いじめを受けている児童が、自尊感情を失うことがないように不安を取り除くよう努め、学校が守る姿勢を示します。
- ・児童会活動等、児童による自主的な活動（「いじめ防止宣言」や「人権作文発表会」等）を支援し、児童が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等の活動に取り組みせの活動に取り組みせ、自己指導能力を育てます。
- ・いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育みます。
- ・学校として「特に配慮が必要な児童※」については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うことが必要です。
※特に配慮が必要な児童とは、発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなど外国につながる児童、性同一性障害や性障害や性的指向・性自認に係る児童等。
- ・教職員の言動が児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払います。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。

※参照【表1 いじめ問題への取組の年間指導計画】

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる」という認識を全教職員がもち、児童の言動や表情を細かく観察することや児童に対する定期的な調査等を実施することでいじめの早期発見に努めます。
- ・いじめは、大人には見えにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、些細なサインであっても、「もしや、いじめではないか」という疑いがあれば、早い段階からの的確に関わることにより、いじめの早期発見、対処、措置につなげます。・いじめによるストレスや悩みを抱えている児童は、進んで相談することが少ないため、教職員や保護者は、児童が気持ちを打ち明けられるよう、日頃から「何でも話せる」雰囲気づくりに努めるとともに、早めにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等につなぐことで、いじめの早期発見に役立てます。
- ・いじめられている児童にとって、他者へ相談すること自体が多くなること自体が多くなる勇気がいるとともに、即時に対応しないと訴え出せなくなってしまうことを教職員が理解した上で、相談に対しては、必ず教職員相談に対しては、必ず教職員が直ちに管理職に報告し、組織で対応することを徹底します。

(3) いじめへの対応

① いじめの認知後の対処等

- ・いじめがあることを確認したときは、直ちにいじめを受けた児童、いじめを知らせた児童の安全を確保するとともに、法第22条に基づく「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校組織」という。）に法第23条に基づいて全て報告し、学校組織が中心となり、当該いじめ問題該いじめ問題の対応について判断し、適切・適時に調査・協議等を行います。
- ・「暴力を伴ういじめ」については、教職員が総力を挙げて直ちに暴力行為を止めるとともに、場合によっては、いじめを行った児童の保護者の理解を得た上で、当該児童を一時的に教室以外で個別の学習をさせるなどして、いじめられている児童を守る措置を講じます。
- ・いじめられている児童自身にいじめの原因を求めず、学校がいじめられている児童を徹底して守ることをはっきりと伝えることで、自尊感情を高めるよう努めます。さらに、状況に応じて、当該児童の登下校の見守り等を行い、当該児童の安全を確保します。
- ・いじめを行ったとされる児童に対して、調査や指導を行う際には、いじめが人格を傷付けるとともに、生命、身体及び財産を脅かす犯罪行為であることを理解させ、自らの責任を厳しく自覚させます。一方、当該児童の抱える問題やいじめの背景にも留意し、健全な人間関係を育むよう配慮をします。
- ・いじめられている児童といじめを行ったとされる児童それぞれの保護者には、できる限りの保護者には、できる限り認知当日に事実を連絡し、適切に調査・指導する旨を伝え、理解を得るとともに、継続的に調査・指導の状況を報告します。
- ・児童生徒の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めます。
- ・学校は、法第23条第2項に基づき、当該いじめの事実の有無について学校組織で確認した結果を市教育委員会に報告します。緊急の場合には、速やかに市教育委員会に第一報を入れ、対応を協議します。

※参照【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

② いじめ解消に向けた取組

- ・ いじめられていた児童が信頼できる人（親しい友人、教職員、家族、地域の人等）と連携するなどして、当該児童の心に寄り添い、支援する体制をつくとともに、安心して教室等で学習などして、当該児童の心に寄り添い、支援する体制をつくとともに、安心して教室等で学習やその他の活動に取り組むことができる環境を整えます。加えて、スクールカウンセラーやスクーソーシャルワーカー等、心理、福祉の専門家による心のケアを行うとともに、状況に応じて、医療関係機関とも連携し継続的に支援します。
- ・ いじめを行っていた児童が、健全な活動目標（学習目標の設定、児童会の活動、奉仕活動等）を自ら見付られるように、教職員、家庭、地域、関係機関等が連携し支援します。
- ・ いじめを見ていた児童にも、いじめ問題を自分の問題として捉えさせ、いじめに同調することや傍観することは、いじめに加担する行為となることを理解させます。
- ・ 児童が、児童会等の活動（学級会、学年集会、全校集会等）を通して、自らいじめ問題について学び、「いじめは絶対に許されない行為である」という認識を行き渡らせることで、迷わずいじめを否定できる学級づくり、学校づくりを行います。
- ・ 縦割り活動、異校種間交流、親子活動、地域の伝統に触れる活動、ボランティア活動等を積極的に取り入れることで、困難を乗り越えようとする態度や自ら協力しようとする経験を培います。
- ・ 学校の全ての教育活動と家庭、地域の支援を通して、自己有用感や自己肯定感を育みます。

③ インターネット上でのいじめへの対処

- ・ 子供や保護者からの訴えや県等が行うネットパトロールからの情報等、ネット上のいじめと思われる情報を入手したときは、被害の拡大を避けるため、直ちに削除をする措置を講じます。その際、必要に応じて、法務局又は地方法務局に相談し、協力を求めます。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を求めます。また、早期発見の観点から、人権侵害情報に関する相談窓口等、関係機関の取組について周知します。
- ・ 児童に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図ります。保護者や地域に対しても、インターネット上のいじめの実態と未然防止、早期発見について啓発する活動を継続的に行うことで、理解と協力を求めます。

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、いじめにより転学等を余儀なくされた場合等）
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（年間 30 日以上欠席を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合、重大事態と判断する必要がある。）

※ 「児童や保護者からいじめられて重大な被害が生じたという申し立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。」

(2) 重大事態の疑いがあると認められる事態の報告

- ・ 学校は、重大事態の疑いがあると認められる事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告します。

(3) 重大事態の疑いがあると認められる事態の調査の実施に当たって

- ・ 調査は、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生の防止を図ることを目的として行います。
- ・ 調査に当たっては、重大事態の疑いがあると認められる事態にいたる要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする必要があります。
- ・ 調査の実施は被害児童・保護者の意向を明確に把握し、調査方法を工夫しながら進める必要があります。
- ・ 被害児童、保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築して進める必要があります。
- ・ 加害児童からも、調査対象となっているいじめの事実確認について意見を聴取し、公平性、中立性を確保する必要があります。
- ・ 市教育委員会、学校自身が、たとえ不都合なことがあっても、事実にしつかりと向き合おうとする姿勢が重要であり、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む必要があります。
- ・ 法第 13 条の学校いじめ防止基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、学校いじめ防止対策委員会の役割は果たされていたか、学校いじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたか等について分析を行う必要があります。

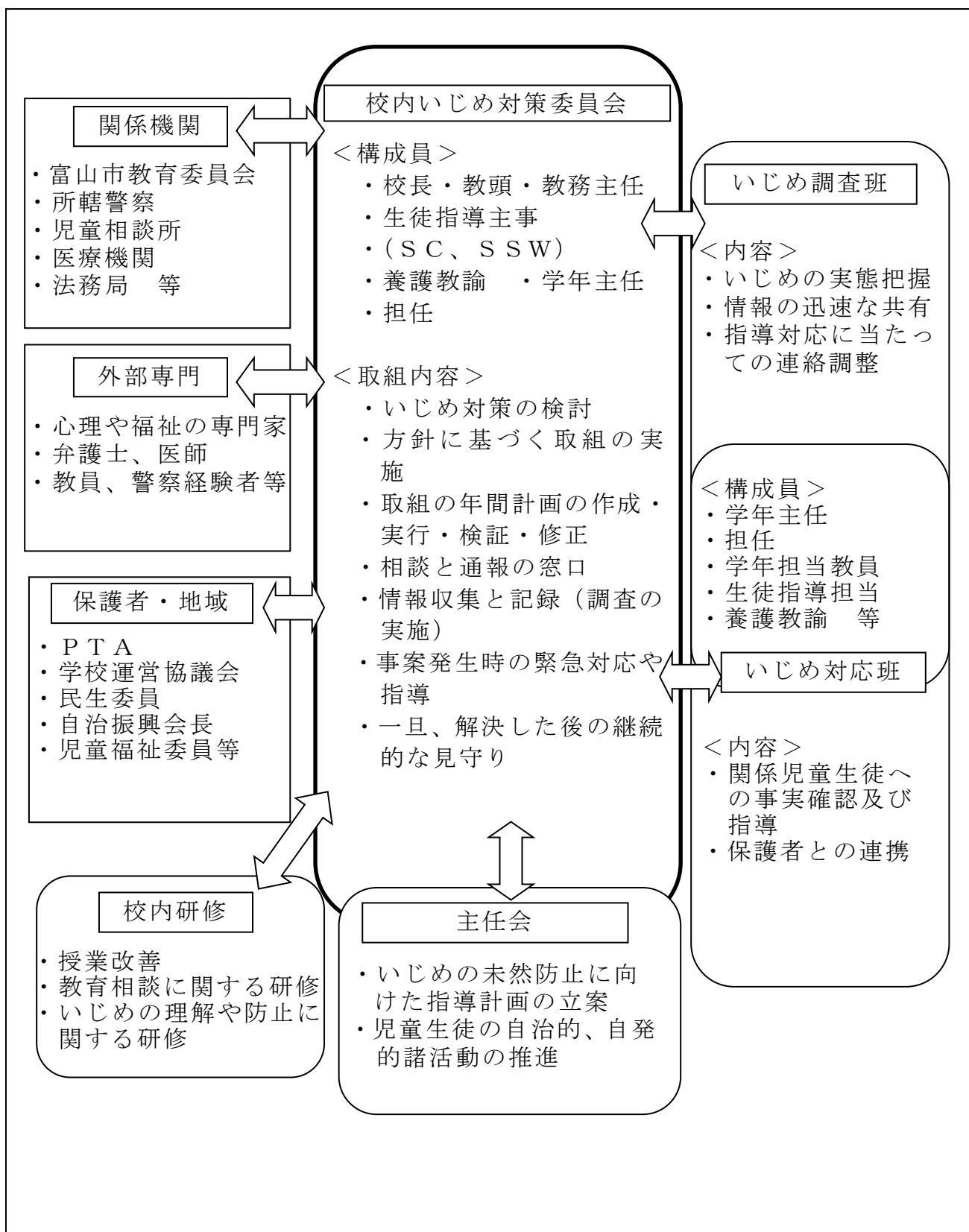
※ 参照 「自殺が起こったときの緊急対応の手引き」

（平成 23 年 3 月 文部科学省）

(4) 重大事態の調査結果の提供及び報告

- ・ いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
 - ア 市教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明します。この際、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。
 - イ 調査の進捗状況について、被害児童及び保護者に対して拒むことなく、定期的または、適時に説明や経過報告に努めます。
 - ウ 調査結果を報告する場合は、公表の仕方及び公表の内容を被害児童とその保護者に確認します。
 - エ 報道機関等、外部に公表する場合は、他の児童、保護者に対して可能な限り、事前に調査結果を報告します。また、その際に児童又は保護者の間において憶測を生み、学校に対する不信を生むことがないように、再発防止策（対応の方向性を含む）とともに調査結果を説明します。
 - オ 報道機関等、外部に公表しない場合であっても、再発防止に向けて、調査結果について、他の児童又は保護者に対して説明を行うことを検討します。
 - カ 加害児童及びその保護者に対して、被害児童、保護者に説明した方針に沿って、いじめの事実関係について説明します。学校は、調査プロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導して、いじめをしたことのあやまちに気付かせ、被害児童への謝罪の気持ちを醸成させます。
 - キ 調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては、各地方公共団体の情報公開条例等に照らして適切に判断します。
 - ク 学校が調査を行う場合、市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行います。
 - ・ 調査結果の報告
 - ア 調査結果については、教育委員会の会議において議題として扱った後、市長に報告・説明し、その後、県教育委員会を通じて文部科学省に報告します。なお、調査結果を総合教育会議において議題として取り扱うことも検討します。
 - イ 上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又は保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付します。
- (※教育委員会及び学校は、このことをあらかじめ被害児童とその保護者に伝えま
す。)

資料【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】
 (法第22条に基づく組織 <必置>)



【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

